

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月30日
【会社名】	日本マニュファクチャリングサービス株式会社
【英訳名】	Nippon Manufacturing Service Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小野 文明
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階
【電話番号】	(03)5333 1711(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 執行役員経理財務本部長 末廣 紀彦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階
【電話番号】	(03)5333 1711(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 執行役員経理財務本部長 末廣 紀彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 443,046,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,080,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成27年3月30日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は次の通りであります。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,080,600株	443,046,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,080,600株	443,046,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
410	-	100株	平成27年4月15日(水)	-	平成27年4月15日(水)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払い込むものとし、ます。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日本マニュファクチャリングサービス株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 [渋谷中央支店]	東京都渋谷区神南1-23-10

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
443,046,000	500,000	442,546,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用及び印刷会社費用等を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、処分先である兼松株式会社（以下、「兼松」という。）との事業連携をより強化することが目的であり、差引手取概算額442,546,000円については、平成27年4月末までにシンジケーション方式のタームローンの返済（任意期限弁済）に充てたいとします。当該タームローンは、過去のM&A等に拠出した資金に対するものであり、当社のこれまでの成長戦略の実行に要した資金であります。当社は、今回の兼松との本提携を通して新たに創出される事業機会を活かし、今後の中期成長戦略をより加速させるためには、資金調達余力を高める必要があり、今般、当該資金を財務体質の強化に充ててまいりたいと考えております。なお、調達された資金は実際の支出時期まで銀行預金とし、安全に管理してまいります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	兼松株式会社			
本店の所在地	兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地			
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書	事業年度 (第120期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月24日 関東財務局長に提出
	四半期報告書	事業年度 (第121期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月13日 関東財務局長に提出

(注) 割当予定先は、東京証券取引所に上場しております。

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成27年3月30日現在のものです。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、昭和60年に人材サービス会社として創業して以来、培ってきた請負力とモノづくりを重視した人材育成を続けてまいりました。また、平成22年7月にEMS（Electronics Manufacturing Services：電子機器受託製造サービス）企業である株式会社志摩電子工業を子会社化、平成23年7月には同じくEMS企業である株式会社テークアール（以下、「TKR」という。）を子会社化いたしました。平成25年10月にはTKRが株式会社日立メディアエレクトロニクスより電源事業、トランス事業、車載チューナー事業及び映像ボード事業を一部譲受し、平成26年10月にはパナソニック株式会社より一般電源事業を譲受したことで、当社グループでは、設計・開発から基盤実装やモジュールの組み立て、電気・電子部品の中核となるキーデバイスの生産まで、EMSにおけるすべての領域で質の高いサービスを提供できることとなりました。

現在、製造業において、モノづくり分野でのアウトソーシングニーズがますます増加する傾向にあり、EMS企業に対する期待も大きくなっている一方、受注競争の激化に加え、年々下落する製品単価への対応力などから、EMS企業の淘汰も始まっております。

このような状況の中、当社のEMS事業が顧客のニーズに応え、今後さらなる成長を図っていくためには、モノづくり企業として積極的に販路を拡大させ、部材調達力を強化することでコストダウンを図ることが急務となっております。

兼松は、電子・デバイス、食料、鉄鋼・素材・プラント、車両・航空を中心とした幅広い事業領域で、様々な商品の取り扱いやサービスを提供していますが、とりわけ、電子・デバイス部門では、豊富な経験により培われたノウハウを活かし、開発段階から量産供給に至るまで、顧客ニーズに合ったバリューチェーンを提案することで、付加価値の高いビジネス構築を目指しております。

以上のような背景の中、当社は、兼松の持つ部材調達力と販売力を活用し、また、兼松は当社の技術・製造ノウハウを活用することで、相互に大きなシナジー効果が見込まれるとの共通認識のもと、単なる業務提携に留まらない、資本提携もあわせた提携について協議し、本提携を行うことを決定しました。これにより、当社グループ最大の強みであるEMS事業において部材調達の合理化や販路拡大が図られ、さらなる事業拡大が見込まれるものと考えております。

両社独自の技術とノウハウを提供し合うことにより、迅速かつ効率的・積極的な経営戦略が可能になり、双方にとって安定的な売上と利益を確保できる経営体質の構築が期待され、我が国のEMS市場拡大に寄与するものと考えております。

(4) 割り当てようとする株式の数

1,080,600株

(5) 株券等の保有方針

当社は、処分先から本自己株式処分により取得する株式の保有方針について、今回の本提携を契機とした一層の関係強化の主旨に鑑み、長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、処分先から、処分先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、処分先との間で確約をいただく予定であります。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、処分先の第120期有価証券報告書（平成26年6月24日提出）及び第121期第3四半期報告書（平成27年2月13日提出）に記載されている現金及び預金、総資産、純資産、売上高等の状況を確認した結果、処分先は本自己株式処分に係る払込に必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

処分先は東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との関係を遮断することを基本とするとの記載を確認しており、処分先、当該処分先の役員または主要株主が暴力団等である事実、暴力団等が処分先の経営に関与している事実、処分先、当該処分先の役員または主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び処分先、当該処分先の役員または主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切ないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額は、恣意性を排除した価額とするため当該処分にかかる取締役会決議直前日から6ヵ月遡った期間（平成26年9月29日から平成27年3月27日まで）の東京証券取引所ジャスダック市場における当社株式の終値の平均値である410円（円未満切り捨て、平成27年3月27日終値398円比+103.01%）としております。処分価額を当社株式の直前6ヵ月間の終値の平均値とした理由は、直近の一時的株価変動要因を考慮し、これまでの株価動向、出来高の量的推移動向等を総合勘案した結果、当該算定方法が最も適正な株価を形成すると判断したからであります。即ち、平成27年3月19日に「配当予想の修正（創業30周年記念配当）に関するお知らせ」による株価変動を一時的なものとして平準化するとともに、当社株式のボラティリティを勘案するに直前日株価が一時的要因に影響を受けやすいと考えたからであります。6ヵ月という期間設定により、平成26年10月1日のパナソニック㈱からの電源事業の譲渡、平成27年2月13日開示の平成27年3月期第3四半期決算により通期業績見込みを織り込んだ適正株価が形成されていると考えております。以上を踏まえ、処分先である兼松と当該算定方法が合理的かつ妥当性を有していることを確認し、協議のうえ当該算定方法を採用することといたしました。

また、当該株価は、東京証券取引所ジャスダック市場における当該取締役会決議の直前日の終値である398円（円未満切り捨て）に103.01%（プレミアム率3.01%）を乗じた額であり、同直前3ヵ月間（平成26年12月29日から平成27年3月27日まで）の終値の平均値である411円（円未満切り捨て）に99.76%（ディスカウント率0.24%）を乗じた額であり、さらには同直前1ヵ月間（平成27年3月2日から平成27年3月27日まで）の終値の平均値である400円（円未満切り捨て）に102.50%（プレミアム率2.50%）を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

尚、上記処分価額につきましては、処分先である兼松との間で十分な協議を重ねた上で算定されたものであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に従って有利発行の是非について検討いたしました。また、当社監査役3名全員からは、本自己株式処分が当社と兼松の今後の協業を通じて両社の企業価値の増大に繋がり、且つ処分先である兼松に対して特に有利な処分価額にて処分されるものではないと当社取締役会が判断したプロセスも合理的であると判断し、適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分により、処分先に割り当てる株式数は、1,080,600株であり、本自己株式処分前の当社発行済株式数10,805,500株に対して10.00%（小数点第3位以下を四捨五入、平成26年12月31日現在の総議決権個数87,971個に対する割合12.28%）に相当し、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社としましては、処分先である兼松との資本関係を強化することで一層強い事業連携が図れるものと考えことから、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
小野 文明	神奈川県横浜市都筑区	1,798,000	20.44%	1,798,000	18.20%
塩澤 一光	東京都目黒区	1,426,500	16.22%	1,426,500	14.44%
兼松株式会社	兵庫県神戸市中央区伊藤町119	-	-	1,080,600	10.94%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	520,800	5.92%	520,800	5.27%
野村證券株式会社 野村ネット&コール	東京都千代田区大手町2-2-2	289,100	3.29%	289,100	2.93%
長谷川 京司	東京都文京区	234,000	2.66%	234,000	2.37%
福本 英久	東京都北区	220,000	2.50%	220,000	2.23%
山田 文彌	愛知県一宮市	185,000	2.10%	185,000	1.87%
日本マニュファクチャリングサービス社員持株会	東京都新宿区西新宿3-20-2	136,700	1.55%	136,700	1.38%
末廣 紀彦	神奈川県川崎市	127,500	1.45%	127,500	1.29%
計	-	4,937,600	56.13%	6,018,200	60.93%

- (注) 1 平成26年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2 上記のほか自己株式2,008,000株があり、当該割当後は927,400株となります。
3 所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入して表記しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第29期）及び四半期報告書（第30期第3四半期）（以下、有価証券報告書等といいます。）に記載の「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成27年3月30日）までの間に変更が生じております。以下の内容が新たに追加される事項であります。以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

財務体質の現状とそれに伴う資金調達について

当社は、設備投資を伴わない人材ビジネス（HS事業）を進めてまいりましたが、平成22年7月の志摩電子工業グループ、平成23年7月のTKRグループとEMS企業を子会社化し、さらには平成26年10月のパナソニック株式会社より電源事業を譲り受け、グループとしての事業規模を拡大してまいりました。その結果、これまで以上の設備資金、運転資金を要する状況に至っております。これに対して、当社グループでの資金調達は、これまでエクイティファイナンスよりも銀行からの借入金調達を優先する財務レバレッジの高い経営を進めてまいりました。こうした状況下、当社の筆頭株主であったMBOファンドより平成26年8月、当社自己株式を譲り受けることになり、当該資本性資金の調達も銀行借入にて対応したことから、平成26年12月末現在の銀行借入金額は短期借入金8,411百万円、長期借入金2,458百万円、合計10,869百万円に至りました。

当社は、この度、過去からのM&A、自己株式取得といった資本性資金の一部につき、メイン銀行、準メイン銀行と協議し、短期借入金10億円を3年契約のシンジケーション方式の長期借入金に切り替え、財務リスクの軽減を図ることといたしました。しかしながら、当該借入金には直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産額の75%以上に維持すること、2期連続の営業損失を計上しないこと等の財務制限条項が記されております。

現状において当該契約期間年度中に当該財務制限条項に抵触する確率は極めて低いと判断しておりますが、仮に当該条項に抵触した場合には、貸付人に対する全債権の返還を求められるリスクもあり、当社グループの事業活動、財務状況に影響を与える可能性があります。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第29期）の提出日（平成26年6月25日）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年3月30日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[平成26年6月27日提出臨時報告書]

1 提出理由

平成26年6月25日開催の当社第29期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

- (1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 当社普通株式 1株につき金3円
 配当総額 金30,672,000円
 効力発生日
 平成26年6月26日

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、佐藤和幸及び塩澤一光を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、明石俊夫及び永田典宏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、田辺豊を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	83,523	212	-	（注）1	可決（99.75%）
第2号議案				（注）2	
佐藤 和幸	83,450	285	-		可決（99.66%）
塩澤 一光	83,443	292	-		可決（99.65%）
第3号議案				（注）2	
明石 俊夫	83,449	286	-		可決（99.66%）
永田 典宏	83,440	295	-		可決（99.65%）
第4号議案				（注）2	
田辺 豊	83,454	281	-		可決（99.66%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主（事前行使分を含みます）の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、かつ出席した当該株主（事前行使分を含みます）の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

[平成26年8月13日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの 塩澤 一光

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	0.00%
異動後	14,265個	13.95%

(注) 1. 異動後の総株主等の議決権の数に対する割合は、平成26年6月30日現在の発行済株式総数(10,805,500株)から議決権を有しない株式数(581,700株)を控除した10,223,800株(議決権数102,238個)を基準に算出し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成26年8月14日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 500,690千円

発行済株式総数 普通株式 10,805,500株

[平成26年8月29日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの

ジャフコ・バイアウト2号投資事業有限責任組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	11,300個	12.84%
異動後	8,652個	9.83%

(注) 1. 総株主等の議決権の数に対する割合は、平成26年6月30日現在の発行済株式総数(10,805,500株)から議決権を有しない株式数(2,008,200株)を控除した8,797,300株(議決権数87,973個)を基準に算出し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成26年8月26日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 500,690千円

発行済株式総数 普通株式 10,805,500株

3 自己株式の取得状況

第29期有価証券報告書の提出日以降、本届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は次のとおりであります。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成27年3月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（平成26年8月11日）での決議状況 （取得期間 平成26年8月12日～平成26年8月12日）	1,552,200		600,000,000
報告期間における取得自己株式（取得日）	8月12日	1,426,500	599,130,000
計	-	1,426,500	599,130,000
自己株式取得の進捗状況（％）	91.9		99.9

（注）平成26年8月11日開催の取締役会において、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を決議し、平成26年8月12日に当該決議にかかる取得を終了しました。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成27年3月30日現在

報告期間末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	10,805,500
保有自己株式数	2,008,000

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第29期）	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第30期第3四半期）	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月25日

日本マニファクチャリングサービス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 東 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 貴史 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マニファクチャリングサービス株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本マニファクチャリングサービス株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月25日

日本マニファクチャリングサービス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 東 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 貴史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月13日

日本マニファクチャリングサービス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 東 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前田 貴史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本マニファクチャリングサービス株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。